

評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人国際超電導産業技術研究センター（以下「センター」という。）定款第14条第1項の規定に基づき、センターの評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員に対しては、評議員会への出席に対する謝金として1回当たり1万円を支給することができる。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年4月1日)